

## 【別記4】

### 飯塚市障がい者日常生活文化・教養教室事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、サン・アビリティーズいづか指定管理業務仕様書に基づき実施する障がい者日常生活文化・教養教室（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(趣旨)

第2条 事業は、障がい者に対し、さまざまな教養、文化活動を通じて日常生活上必要とされる諸能力についての訓練及び指導を行うことにより、生活能力の改善を図るとともに障がい者の生活、教養及び文化の向上等在宅福祉の増進に資するため実施するものである。

(対象)

第3条 事業の対象者は、飯塚市の区域に居住するおおむね年齢15歳以上の者で、次の各号に掲げるものの何れかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障がい者手帳の交付を受けた者
- (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)でいう療育手帳の交付を受けたもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けたもの
- (4) 実施主体が特に必要と認めるもの

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、サン・アビリティーズいづかの指定管理者とする。

(事業の種類)

第5条 事業の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 書道講習会
- (2) 華道講習会
- (3) 調理講習会
- (4) 絵画講習会
- (5) その他実施主体が特に必要と認める事業

(事業の実施方法)

第6条 事業の実施方法は、次に掲げるものとする。実施主体は、事業実施にあたり、障がい者が日常生活において必要な教養、知識を高めるとともに、社会性を身に付けることができるような環境づくりに努めることとする。

- (1) 事業は、原則サン・アビリティーズいづかで実施する。
- (2) 事業は、種類ごとに毎月1回ないし、2回実施する。
- (3) 事業の実施を担当する講師は、心身障がい者の福祉に理解と情熱を有し、かつ担当する講習会の講師等の専門知識を有するもので、実施主体が適当と認めた個人又は団体とする。

(申請)

第7条 事業の受講を希望する者及びその保護者は、障がい者日常生活文化・教養教室事業受講申請書（以下「申請書」という。）を実施主体に提出しなければならない。

（審査及び登録）

第8条 実施主体は、前条に基づく申請書を受理したときは、受講の要否を審査し、受講を決定した場合は、本人又はその保護者に対し、決定通知書により通知するとともに、障がい者日常生活訓練受講者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録する。受講を却下した場合は、本人又はその保護者に対し、却下通知により通知するものとする。

2 実施主体は、前項に基づき登録した当該障がい者又はその保護者から、受講できなくなった旨の申し出があったとき、又は当該障がい者が、何らかの理由により3ヶ月以上連続して受講できなくなった場合はこれを登録簿から抹消するものとする。

（費用負担）

第9条 事業の実施に係る費用は、実施主体が負担する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は飯塚市と実施主体で協議の上、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成18年3月26日から施行する。